

(目 的)

第1条 本心得は、国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）が行う一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）において、入札者が守らなければならない事項を定めることを目的とします。

(入札保証金及び契約保証金)

第2条 入札保証金及び契約保証金の納付は、これを免除します。

(入 札 等)

第3条 入札者は、仕様書、図面、契約書案及び現場を熟覧のうえ入札してください。この場合、これらの書類その他について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができます。

2 入札書は、別紙書式1により作成し、書式2のとおり封をしたうえ割印し、入札者の氏名を表記して、公告又は指名通知に示した場所及び日時までに差し入れなければなりません。

3 入札者は、代理人（入札参加者により作成された入札書を伝達する使者は含まない。）をして入札させるときは、委任状を持参させ、入札前に必ずその委任状を理事長又はその委任を受けた者（以下「契約担当者」という。）に提出しなければなりません。

4 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理人を兼ねることはできません。

5 入札者は、一旦入札書を提出した後は開札の前後を問わず、これを引き換え、変更し、又は取り消しをすることができません。

(入札書の記載金額)

第4条 落札者の決定に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額（消費税及び地方消費税相当額は数量確定時で清算）により落札価格としますので、入札者は消費税相当額を除いた金額を入札書に記載して下さい。ただし、見積もった価格に1円未満の端数があるときは、円位未満2桁まで記載することとします。

(競争の取り止め等)

第5条 入札者が談合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、競争を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札者を競争に参加させず、又は競争の執行を延期し、若しくは競争を取り止めることができます。

(開 札)

第6条 開札は、公告又は指名通知で示した場所及び日時に入札者を立ち合わせて、その面前で行います。

(入札の無効)

第7条 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 連合会の定めた競争に参加する資格のない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 記名、押印のない入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等で意思表示が不明瞭な入札
- (6) 明らかに談合によると認められる入札、又は妨害行為を行った者の入札

- (7) 入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供しない者の入札（第2条第1項ただし書による場合を除く。）
- (8) 同一の競争について、他の入札者の代理人を兼ね、又は2以上の入札書を提出した者の入札
- (9) その他連合会が定めた入札に関する条件に違反した入札
(落札者の決定)

第8条 入札者のうち、入札基準価格（消費税及び地方消費税相当額を除いた当会の予定価格をいう。以下同じ。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、次の各号の一に該当すると認められるときは、最低の入札者としなないことがあります。

- (1) 落札者となるべき者の入札金額が著しく低いため、その価格によっては、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたとき。
- (2) 落札者となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であると認められるとき。

2 前項ただし書を適用した場合においては、除外した者を除き入札基準価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

3 当会が調査基準価格を定める入札において、最低価格入札者の入札価格が当該調査基準価格を下回る価格であった場合は、入札基準価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがあります。

(再度入札)

第9条 開札の結果、入札基準価格の制限の範囲内の価格の入札者がいないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、順次、入札を行っても、なお、入札基準価格の制限の範囲内の価格の入札者がいないときは、競争を取り止めることがあります。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに該当入札者にくじを引かせて落札者を決定します。

(契約書等の提出)

第11条 落札者は、平成31年度に定める契約書により、契約を締結しなければなりません。

2 落札者が前項の期間内に契約書に記名押印して提出しないときは、その者は落札者としなないこととします。この場合において、その者の納付又は提供した契約保証金の返還請求権は消滅したものとします。

(契約保証人)

第12条 落札者は、当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払の担保及び自己に代わって自ら債務の履行を保証する適当な保証人を立てなければなりません。ただし、契約担当者が特にその必要がないと認めたときは、この限りではありません。

2 前項の保証人の選定については、契約担当者の承諾を得なければなりません。

(異議の申立)

第13条 入札参加者又は入札者は、入札後、この心得書、仕様書、図面、契約書案及び現場について、不明なことを理由に異議を申し立てることはできません。

(諸書類の返還)

第14条 入札のために貸与した仕様書、設計図、図面等は、入札に先立って契約担当者に戻して下さい。